

湯沢市週休2日制工事に関する運用

令和7年9月30日
湯沢市総務部財政課

湯沢市週休2日制工事実施要綱（以下「要綱」という。）における、本市の運用を次のとおり定める。

要綱第2条関係 （定義）

1 要綱第2条（1）の「週休2日」は、次の1-1①から③、1-2①から③の状態をいう。

1-1 週休2日

①完全週休2日（土日）

対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。1週間とは、月曜日から日曜日までの期間を基本とする。

なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所をすることは可能とする。ただし、受注者の責によらず土日に現場閉所できない場合は、土日に代る現場閉所日（以下「振替休日」という。）を指定するものとする。

②月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

③通期の週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

1-2 交替制

①完全週休2日交替制

対象期間において、全ての週で休日率が28.5%（2日/7日）以上の状態をいう。

また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間の内、週2回の夜間で休みを取得していれば完全週休2日を達成しているとみなす。

②月単位の週休2日交替制

対象期間において、全ての月で休日率が28.5%（8日/28日）以上の状態をいう。

③通期の週休2日交替制

対象期間内の休日率が28.5%（8日/28日）以上であることをいう。

2 「現場閉所率」

対象期間内の現場閉所をした日数の割合をいう。

3 「休日率」

対象期間内に現場に従事した施工体制台帳上の元請け及び下請け全ての技術者及び技能労働者が取得した休日日数の割合の平均をいう。

4 運用1-1-2①の「現場閉所困難工事」は、下記の例を想定しているが、選定にあたっては工事内容や現場条件に応じて判断するものとする。

〈現場閉所困難工事の例〉

- ・道路、河川等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、休日（土日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇）に作業が必要な工事
 - ・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事（交通規制、出水期、営農活動、完成時期等の制約のある工事、連続施工せざるを得ない工事（シールド、ニューマチックケーソン工事等））
- 2 要綱第2条（2）の「別に定める期間」とは、次の（1）から（4）までの期間とする。

5 要綱第2条(2)の「別に定める期間」とは、次の①から④までの期間とする。

- ① 工場製作を含む工事において、当該工事の工場製作のみを実施している期間
- ② 工事全体を一時中止している期間
- ③ 施工計画書で定めた夏期休暇(3日間)及び年末年始休暇(6日間)の期間
- ④ 余裕期間設定工事において、当初契約締結の日から工事着手日前日までの期間

要綱第3条関係

(休日)

1 現場閉所の確認方法

発注者は、受注者に対し、履行報告書(様式1—1参照)に勤務状況確認表(様式1—2参照)を添付して提出させるものとする。最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。

完全週休2(土日)において、対象期間の最終週が1週間に満たない場合は、工事の完成をもって当該週の作業が終了し、工事完成日以降が休日となるため、完全週休2日(土日)を達成したものとみなす。

なお、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

2 交替制の確認方法

発注者は、受注者に対し、履行報告書(様式1—1参照)に勤務状況確認表(様式1—2参照)を添付して提出させるものとする。最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。

完全週休2日交替制において、対象期間の最終週が1週間に満たない場合は、工事の完成をもって当該週の作業が終了し、工事完成日以降が休日となるため、完全週休2日交替制を達成したものとみなす。

なお、交替制の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

要綱第4条関係

(対象工事及び発注方式)

1 発注者は、全ての工事を対象に、完全週休2日(土日)工事により発注することを原則とする。

2 現場閉所困難工事については、営繕工事を除き、完全週休2日交替制による取組ができるものとする。

3 発注者は、特記仕様書及び現場説明書(条件明示書)に、週休2日制工事であることを明示するものとし、記載内容は発注工種により秋田県週休2日制工事に関する各部運用に準じるものとする。

4 農業農村整備工事において、要綱第4条第1項の「週休2日に適さない」は下記の例を想定している。

①災害復旧工事

②製作・据付工事等の現場施工が4週間未満の工事

5 要綱第4条第2項の「週休2日制工事の継続が適当でないと判断した場合」とは、当該週休2日及び交替制工事の現場が被災した場合など、週休2日及び交替制工事を実施することが困難又は不適切であると所属課所長が判断した場合とする。

要綱第5条関係

(工事費の積算)

1 発注者が、週休2日制工事の発注を行おうとする場合に、以下のとおり積算するものとする。

【土木工事における工事費の積算】

1 土木工事における積算は、「秋田県週休2日制工事に関する建設部運用」に準じるものとし、次のとおりとする。

(1) 発注者指定型

当初予定価格は完全週休2日(土日)を達成した場合の補正係数を各経費に乘じるものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日が未達成のものは、月単位の週休2日の補正係数に変更し、契約書第24条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。月単位の週休2日制が未達成のものについては、月単位の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

(2) 直接工事費等の補正係数は「秋田県週休2日制工事に関する建設部運用」に準じるものとする。

【営繕工事における工事費の積算】

1 工事費の積算は、「秋田県週休2日制工事に関する営繕課運用」に準じるものとし、次のとおりとする。

(1) 発注者指定型

月別4週8休を達成した場合の補正係数を労務費に乘じて、予定価格のもととなる工事費を積算する。

なお、現場閉所の達成状況が月別4週8休に満たない場合は、その達成状況に応じて補正係数を変更し、契約書第24条の規定に基づく請負代金額の変更を行うものとする。

2 工事費の積算に用いる単価の補正方法等は「秋田県週休2日制工事に関する営繕課運用」に準じるものとする。

【農業農村整備工事における工事費の積算】

1 農業農村整備工事における積算は、次のとおりとする。

(1) 発注者指定型(現場閉所による週休2日)

工事発注時より、現場閉所による週単位の4週8休以上の達成を前提とした補正係数を、労務費、間接工事費(共通仮設費、現場管理費)に乘じるものとする。

なお、工事完成直前において、現場閉所の達成状況を確認後、現場閉所による週単位の週休2日が未達成で、月単位の週休2日のみを達成している場合は、各経費の補正を行い減額変更するものとする。

また、現場閉所による週単位及び月単位の週休2日が未達成で、通期の週休2日を達成した場合は各経費の補正を行わずに減額変更するものとする。

2 各補正係数は「秋田県週休2日制工事に関する農業農村整備運用」に準じるものとする。

【森林整備工事における工事費の積算】

1 要綱第7条の「別に定める積算方法」とは、次のとおりとする。

(1) 完全週休2日(土日)の場合

1) 発注時

当初予定価格は、完全週休2日(土日)の取組の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じる者とする。

2) 精算変更時

現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たない場合は、達成状況に応じた補正係数に見直しを行うものとする。

(2) 完全週休2日交替制の場合

1) 発注時

当初予定価格は、完全週休2日交替制の取組の達成を前提とし、月単位の4週8休以上(交替制)の補正係数を各経費に乘じるものとする。

2) 精算変更時

現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休以上(交替制)に満たない場合は、達成状況に応じた補正係数に見直しを行うものとする。

(3) 補正係数、補正の際の端数処理については、「秋田県週休2日制工事に関する森林整備運用」に

準じるものとする。

要綱第6条関係
(工事成績評価)

- 1 発注者は、以下の評価対象項目で工事成績を評価することとする。なお、着手時に提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取組む姿勢が見られなかった場合(以下「週休2日不履行」という。)については、点数を減ずる措置を行うものとする。

【完全週休2日(土日)評価対象項目】

- ①現場閉所による週休2日制工事において、完全週休2日(土日)を達成している。
- ②施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保をおこなっている。
- ③施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行うことに加え、他の模範となるような取組を実施した。

達成区分	現場閉所率	加点・減点数(点)
評価項目①～③内 ①②③全て達成	28.5%	4
評価項目①～③内 ①②達成	28.5%	3
評価項目①～③内 ①達成	28.5%	2
週休2日不履行	—	-5

※加点は主任監督員の評価において、考査項目「4.工事特性」細別「I.施工条件等への対応」対応事項「V.その他(理由:完全週休2日の達成(例:評価項目①、②、③))」で加点するものとする。

他の模範となるような取組とは、インフラ DX の取組、情報通信技術の活用及び社内規則の設定などにより長時間労働の是正や柔軟な働き方の実現に向けた取組。

減点は総括監督員の評価において、考査項目「7.法令遵守等」の「8.その他(理由:週休2日不履行)」で減点するものとする。

要綱第7条関係
(工期変更)

- 1 発注後、週休2日の達成のみを目的とした理由で工期変更はできないものとする。
- 2 工期変更については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」により判断するものとする。

要綱第8条関係
(その他)

- 1 余裕を持った工期設定を行うこと。ただし、舗装工事(新設及び修繕・補修)については、「I.秋田県土木工事共通仕様書参考資料の工程計画管理基準(案)による場合」に準じて工期設定を行うこと。
- 2 発注者は、施工計画書及び実施工程表について、4週8休以上を考慮したものを受注者に提出させるものとする。

附 則(令和5年3月24日 湯財第2296号)

この通知は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月18日 湯財第2197号)

この通知は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年9月30日 湯財第1219号）

この通知は、令和7年10月1日から施行する。

様式 1 - 1

工事履行報告書

工 事 名	
工 期	
報告年月日	(月 分)

月別	予定工程%	変更後の予定 工程%	実施工程 %	備 考
				休日数： 日 休日に現場閉所した日数： 日
				休日数： 日 休日に現場閉所した日数： 日
				休日数： 日 休日に現場閉所した日数： 日
				休日数： 日 休日に現場閉所した日数： 日
				休日数： 日 休日に現場閉所した日数： 日
				休日数： 日 休日に現場閉所した日数： 日
				休日数： 日 休日に現場閉所した日数： 日
				休日数： 日 休日に現場閉所した日数： 日
				休日数： 日 休日に現場閉所した日数： 日
				休日数： 日 休日に現場閉所した日数： 日
				休日数： 日 休日に現場閉所した日数： 日

(記事欄)

工期内の日数 89日 (30日+30日+29日)

現場閉所を行った日数 28日 (11日+8日+9日)

○現場閉所率 $28/89 = 31.46\cdots\%$ $\geq 28.5\%$ (4週8休以上)

実工期(別に定める期間を除く。)の休日数：11+8+9=28日

休日に現場閉所をした日数：10+7+8=25日

○実工期の休日数に対する休日に現場閉所した日数の割合

$25/28 = 89.3\%$: 100% (完全週休2日)

: 50%以上 100%未満 (準完全週休2日※)

※ 全ての振替休日を休日作業日が属する週及びその後の週の期間内に取得している場合に限る。

主 任 監督員	監督員	

現場 代理人	主任 (監理) 技術者	監理 技術者 補佐

